

JR 仙台病院 勉強会・説明会等に係る施設使用規程

(目的)

第1条 この規程は、J R仙台病院の研修室及びこれに付属する施設における施設使用の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(使用施設の範囲及び時間)

第2条 この規程の適用を受ける範囲は、J R仙台病院 研修室及び各診療科・部科室等のこれに付属する施設（以下「研修室等」という。）とし、使用時間は会場準備及び撤去清掃時間を含み、原則として午前9時から午後8時までとする。

(使用手続)

第3条 外部業者等が説明会・勉強会等を開催する際に研修室等を使用する場合（以下、「使用者」という）は、原則、使用日の1週間前迄に別表の「勉強会・説明会等に係る施設使用申請フォーム」へ入力しなければならない。

(使用の範囲)

第4条 使用者は、原則として「勉強会・説明会等に係る施設使用申請フォーム」に示した本来の目的以外に使用してはならない。

(使用許可の基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当したときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は器具を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 宗教的な活動のための使用と認めるとき。
- (4) 特定の政党その他政治団体等の利害を目的とした使用と認めるとき。
- (5) 病院運営に支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不適當であると認めるとき。

(使用許可の取消し)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 使用許可の申請事項に不実の記載があったとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(使用料)

第7条 使用者は、使用料を納めなければならない。

- (1) 使用料金は別表のとおりとする。
- (2) 使用者は請求書受理日の翌月末日までに指定口座へ振り込むものとする。
- (3) 振込手数料は、使用者負担とする。
- (4) 使用者から使用日の前日までに日程の変更又は中止の連絡がなかった場合、使用者から所定使用料を徴収することができる。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、研修室等の使用を終了したときは、速やかに原状に回復して返還しなければならない。

付則

この規程は、2026年4月1日から実施する。

別表(第3条、7条関係)

(勉強会・説明会等に係る施設使用申請フォーム)

リンク先:[勉強会・説明会等に係る施設使用申請フォーム\(原則、使用日の1週間前迄\)](#)

QRコード:



(使用料)

開催目的	使用料区分	備考
医薬品医療機器説明(業者販売促進等の目的)	有料	※1
当院医療従事者の勉強会支援(業者販売促進目的等ではない)	無料	-
その他の目的	要相談	-

※1の使用料詳細

利用施設 [医薬品医療機器説明(業者販売促進等の目的)]	使用単価 (税別)
研修室	5,000円/回
その他付随する施設(各診療科・部科室等)	2,000円/回